				⑶　港則法施行規則別表第二に掲げる航路のうち関門航路、関門第二航路、砂津航路、戸畑航路、若松航路（関門海域に含まれる部分に限る。）及び安瀬航路（以下この項において「航路」という。）における総トン数10,000トン以上の船舶の航路入航予定時刻、船名、総トン数等 ⑷　早鞆瀬戸水路における港内信号の現状及び予告 ⑸　航路及びその付近の海域における船舶の動向及び漁ろうに従事している船舶の集中の状況 ⑹　部埼東方海域においてびょう泊している船舶の状況 ⑺　六連島東方海域においてびょう泊している船舶の状況 ⑻　関門海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況 ⑼　部埼における風向、風速及び気圧並びに台場鼻における風向及び風速 ⑽　関門海域において霧等が発生した場合における視程の状況 ⑾　関門海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況 ⑿　関門海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況 ⒀　その他船舶の航行の安全上必要な事項

注１　この周波数の搬送周波数は、1,663.5kHzである。

注２　この周波数の搬送周波数は、2,017.5kHzである。

注３　この周波数の搬送周波数は、1,649.5kHzである。

２　海上における航行援助情報の送信方法

⑴　海上における航行援助情報は、無線局運用規則第59条第１項の例により送信する。

⑵　海上における航行援助情報は、日本語又は英語により送信する。

○文部科学省告示第百五十二号

専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）第二条の規定に基づき、次の専修学校の専門課程を、当該課程を修了した者が専門士と称することができる課程として認めたので、同規程第四条第一項の規定に基づき告示し、この告示の日以後に当該課程を修了した者について適用する。

平成二十二年十一月二十九日　　文部科学大臣　高木　義明

位　置	専　修　学　校　名	課　　程　　名
北海道	池上学院グローバルアカデミー専門学校	医療専門課程　音楽療法学科２年制
		医療専門課程　音楽療法学科３年制
	大原簿記公務員情報医療専門学校函館校	商業実務専門課程　ビジネスキャリア２年制学科
		文化教養専門課程　法律行政２年制学科
	経専医療事務薬業専門学校	商業実務専門課程　医療事務学科
	経専北海道観光専門学校	商業実務専門課程　観光サービス学科
	札幌医療秘書福祉専門学校	商業実務専門課程　ドラッグコーディネーター科
	札幌商工会議所付属専門学校	商業実務専門課程　北海道観光学科
	札幌ブライダル専門学校	衛生専門課程　ビューティーコーディネーター科
		商業実務専門課程　ウェディングプランナー科
	札幌リゾートアンドスポーツ専門学校	文化教養専門課程　アスレティックトレーナー科
	函館歯科衛生士専門学校	医療専門課程　歯科衛生士科（２年制）
		医療専門課程　歯科衛生士科（３年制）
	北海道環境福祉専門学校	教育・社会福祉専門課程　食育福祉学科
	北海道ドレスメーカー学院	家政専門課程　ファッションテクニーク科
		家政専門課程　ファッションプランニング科
	北海道福祉教育専門学校	教育・社会福祉専門課程　こども未来学科
	吉田学園情報ビジネス専門学校	工業専門課程　情報デザイン学科
青森県	弘前市医師会看護専門学校	看護専門課程　看護学科
岩手県	盛岡情報ビジネス専門学校	工業専門課程　デザイン本科
宮城県	仙台医療秘書福祉専門学校	商業実務専門課程　診療情報管理士科
		商業実務専門課程　ドラッグコーディネーター科
	仙台情報工科専門学校	工業専門課程　総合情報デザイン学科
	仙台情報ビジネス専門学校	商業実務専門課程　情報ビジネス科
	仙台徳洲看護専門学校	医療専門課程　看護学科
	仙台リゾートアンドスポーツ専門学校	文化教養専門課程　アスレティックトレーナー科